

加羅疆域考(下)

文學士 今 西 龍

三ノ下

(2)高靈御耶

高靈御耶に就きては三國史記地理志に、

高靈郡本大加耶國自始祖伊珍阿跋王一云內至珍茶留

道設智王凡十六世五百二十年真興大王滅之以

其地爲大加耶郡景德王改名今因之

とし、東國輿地勝覽に引用する崔致遠の釋利貞傳には

伽耶山神正見母主乃爲天神夷毗訶之所感生大

伽備王惱室朱日金宮國王惱室青裔二人

と記し、同く釋願應傳には、

大伽耶國月光太子乃正見之十世孫父曰異腦王

求婚於新羅迦夷蔡比枝葦之女而生太子

とし、永樂慶尙道地理志は三國史記地理志に據り、

高靈縣本大加耶國新羅真興王滅之以其地爲大

加耶郡景德王時改名高靈郡此載在羅史

と記せり。此書の記事が三國史記に據るとせば世

宗大王寶錄地理志、高麗史地理誌、東國輿地勝覽

等の諸書が高靈の大加耶の地なることを記せるは

皆三國史記の記事に出でたるものにはすぎざること

明なり。然りと雖勝覽が三國史記の記事以外に崔

致遠の遺文を探り大加耶に關し極めて貴重なる史

料を今日に傳へたるは其功大なりといふべし。

高靈が大加耶國たりしといふ郷傳に就きては勝

覽に御井此井今無し但し郡衙の北方に此井琴谷、錦林王陵

と別にして御井と傳ふる非あり

數多群集せる大陵中其孰れを指すか不明なり。東京堤等を大加耶の遺物遺址なりと記せり。遺物遺蹟の由來に關する郷傳は傳説作成後に更に作成せらるゝ事あるべきを以て此種の郷傳を以て其傳説の眞を證すること能はずと雖亦證據として多少の力なきにあらざる也。又高靈の稱呼は加羅に近き語を美字を以て表せしものなること注意すべし。

高靈に於ける郷傳は其大加耶たりしことを證する有力のものにあらずとするも其の地勢及遺物遺蹟は實に上代強き一國の中心地たりしことを證するものあり。先づ其地勢を見るに此地は慶尙の右道に在りて邑の後方には加耶山より支出せる耳山あり。邑の前面には加耶山より發し星州を経て北より南に流るゝ大伽川あり此大伽川は邑北二十町附近にて西より流れ來れる小伽川を受け更に邑南二十町の邊にて陝川郡治爐の方面より東に流れ來れる龍潭川此川また小伽川の稱あり。大伽川を星州伽川と稱するに對し此川を治爐伽川とも稱す。安林驛を流

るゝより一に安を合せ會川の名を得西南流して洛東江林川ともいふ。に入る。實に耳山は邑の後屏をなし伽川は邑の前後を成し更に加耶智異の大山脈は其外城壁となりて百濟地方との境をなし洛東江は新羅方面に當りて前面の巨濠をなせり。而して之に加ふるに大伽川と洛東江との間には山脈横亘するを以て孰れの方面より此地に入らんとするも百米突以上の岑道を踰えざるべからず。此地は實に内城と外城とを有するものといふべし。而して伽川の沿岸は田畷に乏しからず。洛東江は城濠なると同時に慶尙道交通の大路となり遠く日本との交通要路をなせり宣祖丁酉(日本慶長)の役に日本軍の洛東江を溯りたるものは此地の陶津より上陸せり。尙ほ百濟方面との交通も非常なる困難あるにあらず。晋州咸安の方面とも嶺道を踰えて交通することを得日本との交通は洛東江の交通杜絶せる場合には此方面より交通すること容易なりとす。其地勢は實に國の根據たるに必要な條件を具備せり。

遺址としては前記の耳山に主山々城あり。邑北二十餘町に云羅山城あり。邑の前面に當り大御川の東邊に新羅方面との交通嶺道を陋して望山々城あり。此他邑を去ると三四里の間に三四の山城あり。主山々城と云羅山々城とは長き山頂の左右に兩内城あり更に其前面に此兩内城を連絡する外城あり。共に咸安即安羅の蓬山々城門岩山城も此式に入るべきものなるべしと全然同一の式に屬するものにして余は之を以て加羅式山城なりと斷言せんと欲す。

高靈に比較的強富なる國の存在せし確實なる證據は古墳群の遺存すること是れなり。第一、主山耳より南方に延出せる岡上及其東側。第二、邑内面北部。第三、雲水面月山洞即ち云羅山城の南側等に數多の古墳群集し星山面朴谷洞の群集古墳に就きては星山加耶の條に説あり特に第一群のもの巨大にして數亦多し。此等の古墳は其構造及遺物より見るに所謂加羅時代のものなること争ふべからず。其數に於て其大きさに於て其遺

物に就て咸安羅星州本昌寧火北自地方のものに優り金海の如きは遠くこれに及ぶこと能はず。此の地勢及遺物は三國史記の記事の實なることを證明するものなり。

此國に大加耶の稱呼の外に特殊の名ありしが如きも今明ならず。神功紀四十九年の條の加羅は此國なるべし。繼體天皇の時日本が百濟に誤られて加羅多沙津即ち今の河東昆陽邊の要港を百濟に與へしより高靈加羅王は加羅諸國の主王として之を憤慨せしのみならず其地日本交通の要地なりしを以て此處置を怨むこと深く遂に日本を離れて新羅に結儻し新羅王族の女を娶り其間に男兒あるに至れり。繼體紀二十三年の條に之を記して「由是加羅結儻新羅生怨日本加羅王娶新羅王女遂有兒息」とし。此事を三國史記新羅法興王九年の條に「加耶國王遣使請婚王以伊浚比助夫之妹送」と記せり。崔致遠は釋利貞傳に大加耶と金官加耶とを

兄弟の國にして同一國に非ざることを明記し釋願應傳に

大伽耶國月光太子乃正見之十世孫父曰異腦王求婚於新羅迎夷榮比枝輩之女而生太子

と記せり。書紀に兒息とあるは順應傳の月光太子にして比助夫の比枝輩なること明なり。或は女とし或は妹とす小異にして論ずるに足らず。

當時の人名には其下半が叱夫或は助夫の語なるもの多し。叱夫も助夫も同一語を別の假字にて表はせしにすぎず。既に記せし異斯夫、居榮夫は此種の人名なり。異斯夫を菩宗とも書けるは菩字の訓寫にして異字の音と同じく斯夫と宗と字音同じきに因る。比助夫の如きも比宗と書くも亦通ず。法興王の諱原宗は原斯夫或は原助夫若くば原叱夫と書くも可なり。此王册府元龜に姓は慕名は恭とあり。慕は恐くは慕韓の慕をとりにて姓の如く裝へるなるべし。百濟王が扶余の種名をとりにて扶余或は余を姓の如く裝ひしに同じ。恭は原宗の反なり。眞興王の諱は多麥宗にして或は深麥夫に作る。眞興は其尊稱なり。麥は爽の訛なるべきか。多と深と字音近し。深麥夫は深爽夫を正とし深宗となり多宗とも書くべし。多麥宗の麥(正くは爽)

は後世誤て添入せしものなるべし。深爽夫は多助夫なり。眞興王の父は立宗なり。王代に沙湊成宗あり同起宗あり。眞智王代に伊湊世宗あり眞平王の諱白淨の淨は助夫に同じかるべし。比枝輩は比助夫の語の少しく訛れるにすぎず。

其後間もなく此國は新羅を離れ日本と百濟とに依頼して國を維持せしが欽明天皇十五年(即ち新羅眞興王十五年)百濟が新羅の爲に大敗せしより形勢一轉して振はず天皇二十三年^{眞興王二十三年}終に新羅に滅されたり。新羅此地に大伽耶郡を置けり。

(3) 金官加羅と高靈加羅との區別に就て

金官加羅は三國史記は時に或は後世の稱呼を屢ひて金官國と記することもあれども此書を初め其他の文献は金官加羅も高靈加羅も區別することなく加耶或は加羅若くば大加耶大加羅とのみ書すること多く日本書紀に至りては加羅の外に任那の語を用ふることあるを以て更に混雜を生じ其記事をして解し難きものたらしめし事既に述べたるが如し。然りと雖少しく注意すれば大體に於て之を區

別すること難きにあらず。以下此事に就て少しく説かんと欲す。

先づ兩國の開國傳説に就て考察するに崔致遠の釋利貞傳には既記の如く「伽耶山正見母主乃爲天神夷毗訶之所感生大伽耶王惱室朱日金官國王惱室青裔二人」と記し。三國史記地理志は高靈加羅に就きては「高靈郡本大伽耶國自始祖伊珍阿跋王一云丙至道設智王凡十六世五百二十年眞興大王滅珍朱智之」とし、金官加羅に就ては「金官小京古金官國一云伽落

開闢之後此地未有邦國之号 亦無君臣之稱 越有我刀千汝刀 千彼刀千五刀千留水千留天千神天千五天千神鬼神等九千者

是會長領總百姓 凡一百戶七萬五千人 多以自郡山野 鑿井而飲 耕田而食 屬後漢世祖光武帝建武十八年壬寅三月靑洛之日 所居北龜旨 有殊常聲氣呼喚 衆庶二三百人集會於此 有知人音 隱其形而發其音曰 此有人否 九千等云 吾徒在又曰 吾所在爲何 對云龜旨也 又曰 皇天所以命我者 御是處 惟祈蒙那 爲君后 爲慈故降矣 爾等須揖峯頂嶽土 歌之云 龜何龜何 首其現也 若不現也 燔灼而喫也 以之蹈舞 則是迎大王 歡喜踴躍之也 九千等如其言 咸忻而歌舞 末幾仰而觀之 唯紫繩自天垂而着地 羣繩之下 乃見紅幅裏金舍子 開而視之 有黃金卵六圓如日者 衆人悉皆驚喜 俱伸首拜 尋還 裏著抱持而歸我刀察眞攝上 其衆各散 過淡辰 翌日平明 衆庶復相聚集開合 而六卵化爲童子 容貌甚偉 仍坐於床 衆庶拜賀 盡恭敬止 日日而大 踰十餘晨 昏 身長九尺 (中略) 其於月望日即位也 始現故諱首露 或云首陵 國稱大駕洛 又稱伽耶國 卽六伽耶之一也 余五人各歸五伽耶主 東以黃山江 西南滄海 西北以地理山 東北以伽耶山南而爲國尾 俾劍官闕入御

とせり。崔致遠の所傳は第十世紀の初めに致遠が 高靈の地分といふも不可なき加耶山海印寺華嚴院 に隱棲の際に此寺の開創の兩祖師の爲に選文せし

しものなりと推測せらるゝが故に恐くば海印寺の所傳に據りしものなるべし。但し崔氏の大加耶と稱するものが高靈の地なることは其文に明記せざりしものゝ如きも此地なることは三國史記によるも明瞭にして之を高靈以外に求むること能はざるなり。駕洛國の所傳は其後約百八十年を経て高麗文宗王三十年丙辰太康二年金海の知州事が撰せしものにして首露王祠廟の所傳に據りしものなるべし。但し此の記事には始祖王の出土傳説を修飾して天降傳説に改作せし痕跡歴然たり。三國史記の記事は其後更に七十年を経て仁宗王二十三年乙丑に王朝史官の修撰に係るものとす。

三國史記は所謂舊三國史を底本として編纂せしものなることば先輩の所説の如く李奎報の東明王篇序によりて明白なり。舊三國史の存在せしことば此序の外に大覺國師義天の孤大山景福寺飛來方丈禮普德聖師影の詩の原注に「海東三國史」とを引用せるにて更に明白なり。舊三國史とは此の海東三國史なるべし。此逸文と對照すれば三國史記高句麗寶藏王九年普德和

尙紀事同十三年神人紀事は海東三國史より出でたるものゝ如し。此事は三國史記の支那史籍より綴捨せる記事以外の記事の由来を知る参考となるべきを以てこゝに記せり。

出生説に就て崔致遠の所傳には佛教的の面影あり駕洛國記には郷傳の面影あり。其國狀に就て崔致遠は高靈大加耶と金官加耶とは兄弟の國にして對立するものとし。國記は大加羅は金官に唯一つあるのみにして他の五加耶は之に隸すとす。三國遺事は國記の説に従ひ。第二章に記せし本朝史略は金官を五加耶の一に數へ高靈を此以外に置けり之より推測するに此書は高靈を唯一の大加耶として他の五加耶の上に立たしむる説なるが如し。三國史記は高靈加耶と金官加耶とを對立する加耶なりとするものなり。兩說中大加耶國唯一説の誤謬なることは既に述べたる所によりて明白なれども尙ほ後に述ぶる所によりて更に明了すべし。崔致遠所傳には加羅開國年代説無し。三國史記

が高靈加耶を十六世五百二十年にして滅びたりとし本紀に滅亡を眞興王二十三年に紀するより推せば其開國は加羅國記と同じく光武帝建武十八年壬寅なりとするものなり建武壬寅より眞興王二十三年壬午までは五百二十一年あり。三國遺事も史記と同じく之を五百二十年とせり。高靈加耶の世代に就て三國史記は十六世とすれど崔致遠は釋願應傳に始祖惱室朱日より末王の異腦王までを八代若くば九代とせり。但し崔致遠は直系世數を擧げたるものなるを以て其間に傍系の王ありとせば王の代數はこれよりも増さるべからず。駕洛國記は金官加羅の始祖王より末王までを十代とし直系にて繼承せりとす。十代の直系繼承は事實に於て極めて稀有なるべし。崔氏所傳に月光太子異傳を正見崔氏傳の母十世の孫とするは今傳ふる逸文十の下に一數字を脱漏せしものなるか。其いづれにありとするも崔氏傳の惱室朱日と史記の内珍朱智とは同一人名を異りたる假字にて表はせしものなること明なり。

崔氏の異腦王は史記の道設智王と同一人にして其の惱室青裔は駕洛國記及史記の首露王に當るものなり。是等が言語の上に相通の點なきは元と此等よりも更に長き稱呼を有せしものなるを各が異りたる部分のみ採りて記するか然らざれば同一王の別の稱呼を各が略して採りて記せしかに因るなるべし。

伊珍阿跋王の阿跋アハは閔智と同語なり。三國遺事に閔英を娥利英に作るとあるより推せば閔智は阿利智にして阿利叱智の叱の省かれたるものなり。語句固の叱音の省かるゝは朝鮮語に當にちる事實なり、然らば阿跋は崇神天皇の時來朝せりと傳へらるゝ意富加羅國王の子鄒慈我阿羅斯等又の名は子斯岐阿利叱智干岐の阿利叱智と同語なり。阿羅斯等は阿利叱智より轉じたる語なるべし。叱智は惱室朱日の朱日、内珍朱智の朱智、道設智の設智と同一語の假字を異にするものなり。魏志東夷傳に韓の諸國に各有長帥大者曰名爲臣智と記せる臣智に同じ。阿利、奄利、娥利、阿利は同一語の假字にして「南若くは「大」の義なるが如くこゝに「大」の義なるべし。伊珍内珍の珍字は新撰字鏡に美也貴也猷也實也重也とあり。書紀に「ウ

「ヅ」と訓めり。「ツツクシキ」「クシキ」と訓みうべし。意富加羅の意富が國語「大」の語の假字なりとせば干斯岐或は干斯岐は珍といふに相當する國語の假字なりと考へられざるにあらざと雖新羅に内珍を憐室と書きて珍字を假字扱に爲し居れることは斯る輕率なる判斷を容易に許さざるものとす。

首露王の名は半島の王の尊稱として多く存在せし儒理儒禮儒留須利(加須利は大須利の義なり)と同語なるべし。朝鮮にて「音はn音に通ふを以て日本書紀にある蘇那曷叱知(即ち蘇那大臣智)の蘇那と首露とは音遠く離るゝものにあらず、深く言語學上の研究を要するものあり。或は思ふ蘇那は蘇那伐徐耶伐の蘇那或は徐耶と同じく那は天爾波にして蘇は「金」の義なるべきか。

既に説けるが如く神功紀四十九年の條に記せる南加羅は金官加羅にして單に加羅とあるは高靈加羅なる可し。繼體天皇の代に南韓主要の地特に加羅の多沙津が百濟に與へられしを憤懣して新羅に附せし加羅王は金官加羅王にあらずして高靈加羅王なり。書紀繼體紀に曰く

二十三年春三月百濟王謂下哆喇國守穉穉押山臣曰夫朝貢使者

恒曉島曲每苦風波因蓋濕所資全履屨色請以加羅多沙津爲臣朝貢津路是以押山臣爲請聞奏 是月遣物部伊勢連父根吉士老等以津賜百濟王 於是加羅王謂勅使云此津從置官家以來爲臣朝貢津涉安得輒改賜隣國遠元封限地 勅使父根等因斯難以面賜却還大島別遣錄史果賜扶余 由是加羅新羅生怨日本 加羅王娶新羅王女途有兒息 新羅初送女時並遣百人爲女從受而散置諸縣令著新羅衣冠 阿利斯等嗔其變服遣使徵還 新羅大蓋欲還女曰前承汝聘音使許婚今既若斯請還王女 加羅已富利知伽報云配合夫婦安得更離亦有兒息棄之何往遂於所經拔刀伽古跋布那字羅三城拔北境五城

加羅が多沙津の伴より日本に離反せしと傳へらるゝは哆喇其他を百濟に與へられしより加羅諸國に動搖を來せし事の一別傳なるべし。此の新羅と婚せしといふ加羅王は崔致遠の大伽耶の異惱王にして其兒息は即ち月光太子なり 書紀に王女に作り三國史記に伊滄比助夫の妹に作り。崔致遠所傳には夷婆比枝輩の女に作る伊滄と夷婆とは同一語の別假字にして伊滄は眞骨即ち王種の受け傳へべき五等の位階中第二に當る高位なり。王女といひ王種の女或妹と 金官加羅の王妃を記し銜知王妃金相沙干女邦媛

生子錯知錯知王妃出忠角干女淑生子仇衝仇衝王妃
 分叱水爾叱女桂花生三子一世宗角干二武刀角干三
 武得角干高麗人惠宗王諱武を避けて武字を茂或は虎に作り或欠割すとし新羅王若くは
 王種の女に當るものなし。但し仇衝王妃の父分叱
 水爾叱は其下に今字を脱し分叱水爾叱今なるべし
 爾叱今は新羅王者の稱號「尼師今」と同語の異假
 字なれど當時金官加羅にては此稱號は王族に用ひ
 られたるものなることは仇衝王の同氣兄弟に脱知爾
 叱今と稱する名同じく三國遺事に見ゆるにて明な
 り。

日本書紀に記する阿利斯等及已富利知伽は位號にして轉じて
 尊稱に用ひられしものゝ如し。阿利斯等に就きては既に云へ
 り。敏達紀に百濟に入り留まりし火蓋北國造利部鞞部阿利斯
 登あり此稱呼は一人に限るものにあらず。已富利知伽の「已」
 は「大」の義にして富利知干は後干にして角干と書げるものに
 同じ。此處に大後干といふは王者なるか執權大臣なるか明な
 らざれども此條に記せる阿利斯等も已富利知伽も同一の人に
 して其異りたる位號尊稱の各一を書き上げたため別人の如
 く見ゆるに至りしなり。二個の別史料を綴拾して文を作りし

結果に異らず。同一の記事に「クダラ」を百濟とも書し扶余と
 も書けるを見るべし。

書紀に遂所經拔刀伽古跋布那字羅三城亦拔北境五城と記せる
 は前文と連絡無くして其次第解し難し。翌二十四年の條に新
 羅百濟の二國が毛野臣に反抗して之を抑制するが爲に行ひし
 動作を記して二國圖度便地淹留駐晦築城而還號曰久禮牟羅城
 還時開路拔勝利積牟羅布那牟羅雌積牟羅阿夫羅久知波牟羅五
 城とあり。刀伽は勝利積の利字の脫漏せしに似、古跋は久知
 波の知の消失せるもの布那字羅の字は牟の誤にて明布那牟羅
 なるべし。三城を抜くとし其下に亦拔北境五城と附記せるは
 一に某々三城を抜くと傳へ一に五城を抜くと傳へしに因らざ
 るか。果して然らば繼躰紀二十三年の條に拔某々三城亦拔五
 城とある此記事は翌二十四年の條に記せる近江毛野臣對新羅
 百濟の事件中の事實の混入せるものなるべし。

加羅多沙津に就ては三國史記地理誌に

河東郡本韓多沙郡景德王改名今因之領縣三省
 良縣今金良部曲嶽陽縣本小多沙縣景德王改名
 今因之河邑縣本浦村縣景德王改名今未詳

とあり。韓多沙は大多沙の義なるべし。今の河東

邑は蟾津江の左岸東にあり。小多沙の地たりし嶽陽は河東邑より江岸を溯ること五里求禮郡土旨面に其址ありと傳ふ^{大東輿地圖による}之を以て多沙津を直ちに蟾津江なりと斷定するは不可なり。蟾津江に多沙津の名ありしと未だ之を證するものなし。韓多沙の名ありし河東の古邑は輿地勝覽編纂時代に於ては此江と一山脈を距てたる古田面に在りて江岸にあらす。上代に於ては今の昆陽の地も多沙の地なりしにあらざるか。然らば多沙津は今の昆陽泗川間の海港なりしなるべし。^{蟾津江の海口に大沙小沙の二島と記す}斯くして多沙津は今の晋州地方より日本交通の要津たるべく新羅勢力の壓迫を受けて洛東江交通が杜絶する場合に於て西慶尙の諸地方と日本との重要な交通港たるべし。此津從置官家爲臣朝貢要津は高靈加羅王の言として初めて意義あり高靈加羅が新羅に離反して再び日本に信賴するや此機に乗じ朝廷は近江毛野臣を安羅に遣はし新羅

を勸めて南加羅曠已吞を建てしめられたること書紀に見ゆ。此地方にありし天皇直轄領地回復のことなるべし此南加羅は金官加羅なるが如きも當時此の加羅尙ほ存在せしより推せば或は加羅の南方即ち上下哆喇の地なるべきか。然れども上下哆喇は百濟に賜りしもの之を新羅に勸めて建てらるべきにあらす。此條に於ける南加羅の一語は解し難し或は錯語なるべきか。

書紀繼體紀二十三年の條に任那王が新羅に壓迫せられて救助を請ふが爲めに來朝せる事を記し夏四月壬午朔戊子任那王已能末多干岐來朝とし已能末多是蓋し阿利斯等なりと註し是月遣使透已能末多干岐云々とせり。壬午を溯とせば戊子は第三十日にして既に翌五月に入るものとす。日附に誤謬あるか文に脱漏あるか何等かの誤りあり。此の後の記事より推すに此王は金官加羅王なるべく仇衡王の別名なるべし。之を高靈加羅の阿利斯等と

同じとするは誤れり。

仇衛王は三國史記金庾信傳に或は仇次休と云ふとあり。坪井先生は次休と衝と音通するより推して俗間の書往々休衛に作るを誤りなりと説かれたり。休衛の誤りにして休衝の正しきこと明白となれりとすべし。尙ほ三國史記東京大學刊本によれば此書の加賀本には休衝を仇亥に作れり永樂度尙道地理志瀋總集會老堂記等も仇亥に作れり仇衝は仇首と同語なるべし已能末多干岐の名中の末多は百濟東城王の名と同語なり已能をキノと讀めば音異體近きも之を異體王とするは妄斷なり

金官加羅は新羅法興王十九年壬子(梁中大通四年書紀紀年繼體天皇崩去の翌年)に新羅に降り國滅びし事は争ふべからず。三國史記法興王十九年の條に

金官國主金仇衝與妃及三子長曰奴宗仲曰武德季曰武力以國幣寶物來降王禮侍之授位上等以本國爲食邑予武力仕至角干

と記し。其地理誌にも是歲に降れりとし。三國遺事によれば開皇錄といふ古書にも其投降を是歲な

りとす。

金官加羅が新羅に投降するに至りし形勢は繼體紀二十三年二十四年の記事にて大體を知るをうべし。但し其投降は日本にとりては重大なる事件なりしも日本書紀編纂の當時此數年間の部分は既に史料を缺き繼體天皇の崩去年代すら百濟本紀によりて考定せられしが如き狀態なれば此の大事件に就きて記事なきは怪むに足らず。然りと雖欽明紀を見るに其二年の條に金官加羅卽南加羅の滅亡せし事を説きあること既に述べたり。大伴金村の大失敗に始まり近江毛野臣の大失敗に終り毛野臣召還せられて遂上に憂死し金官加羅は新羅に降るに至りしより日本と加羅諸國との間に金官經山の交通は杜絶し僅に鎮海方面より大睨の岑道を越へて安羅に入り交通せしに此路も間もなく百濟が日本より讓與せられたる上哆唎下哆唎の地方即ち「任那之下韓」慶尚右道 南浦海地に郡令城主を置きし爲め杜絶す

るに至れり。茲に於て内地に遺存せし加羅諸國とは勿論是等諸國內に存在せし天皇直轄地の代官即ち日本府の郷等と朝廷との交通すら百濟を経ざるべからずして、南加羅金官加羅地方大邱已吞高靈星州復興の事業は詐譎狡猾なる百濟に依頼せざるべからざるに至れり。欽明紀に見ゆる半島の状態は金官加羅が既に新羅に併せられたるものとして初めて解する事をうべし金官加羅が尙ほ存立せりとせば全く解すること能はざる也。欽明紀に半島諸國の一として安羅と共に活躍せる事を記せる加羅は高靈加羅ならざるべからず。

尙ほ一事の注意すべきものあり。三國史記地理志に新羅は金官加羅の地に金官郡を置き文武王二十年に金官小京となし其高靈加羅を滅ぼすや其地に大加耶郡を置けりとす。然るに本紀文武王二十年の條には加耶郡置金官小京と記せり。金官加耶に加耶郡を置きし事あるを以て知るべし高靈の地に大加耶郡を置き金官に加耶郡を置けるは兩國が加耶諸國の主なるものなりし事を證し且つ高靈の國が金官の國よりも大なりし事

を示すものなり。

加羅國記の撰者は大加羅若くば大加耶を唯一の國の名稱とし之を金官加羅にのみ限ると誤認せし結果として是れまた大加耶の稱ありし高靈加耶滅亡の事實を金官加羅滅亡の事實と混同するに至れり。此書を三國遺事が抄出せしものを見るに

鉗知王 一云金鉗王永明十年即位治三十年正光二年辛丑四月七日崩王妃出忠角干女淑生王子仇衝

仇衝王 金氏正光二年即位治四十二年保定二年壬午九月新羅第二十四君眞興王與兵薄伐王使親軍卒彼衆我寡不堪對戰也仍遣國氣脫爾叱今留在於國王子上孫卒支公等降入新羅王妃分叱水爾叱女桂花生三子一世宗角干二茂刀角干三茂得角干開皇錄云梁中大通四年壬子降于新羅

とあり。遺事の撰者普覺國尊一然之を議して議曰案三國史仇衝以梁中大通四年壬子納土投羅

則計自首露初即位東漢建武十八年壬寅至仇衝末
 壬子得四百九十年矣若以此記者之納土在元魏保
 定二年壬午則更三十年總五百二十年矣今兩存之
 と論せり。開皇錄は今傳らず其如何なる書なるか
 は明ならざれども駕洛國記の居登王之條下にも引
 用せる開皇曆と同一の書なるべく金官加羅の事を
 記せる古書にして駕洛國記以上若くば同等の力あ
 るものなるべし。但し此書の記事を國記に添へし
 は國記の撰者自身なるか或は國記の抄出せし遺事
 の撰者一然なるか明ならず。

此駕洛國記が金海加耶を以て高靈加耶が滅びた
 りし歲即保定二年壬午に滅びたりと記せるは後世
 の研究者をして迷はしむるに至れり。駕洛國記の
 記事は果して信を置くことを得べきか。次に此書
 には杜撰多くして其滅亡年代の如きも信するに足
 らざることを示さんとす。

駕洛國記に收録する文武王の王位田寄進の宣旨

の如きは頗る疑ふべきものあり。此書の記事中に
 泊新羅第三十王法敏龍朔元年辛酉三月日有制曰
 朕是伽耶國元君九代孫仇衝王之降于當國也所率
 來子世宗之子率友公之子庶云匣干之女文明皇后
 寔生我者茲故元君於幼冲人乃爲十五代始祖也所
 御國者已曾敗所葬廟者今尙存合于宗祧續乃祀事
 仍遣使於黍離之趾△近廟上上田三十頃爲供營之
 資號稱王位田付屬本土

とあり。之を見るに疑ふべき點あり。龍朔元年六
 月太宗武烈王薨じて文武王立つ。是歲三月文武王
 が此宣旨あるべきの理なし次に宣旨中にある仇衝
 王より文武王に至る系統に誤りあり、此宣旨によ
 れば其系統は。

仇衝王—世宗—率友公—庶云匣干—M文明皇后

太宗王—文武王

となるべし。然るに金庾信の陵碑記と庾信の玄孫
 長清の撰せし行錄とを資料とし書ける信すべき三
 國史記金庾信傳には十二世祖首露王(中略)至九世

孫仇亥或云仇次休於庾信爲曾祖祖武刀父舒玄とあり。但し諱には父を道衍とすといふ。舒玄庶。尙ほ同傳中に云道衍は同一名の異りたる假字なり。文武王の語を録せる中にも庾信の祖武刀角干其父舒玄とあり。史記の太宗王紀及文武王紀によれば太宗王の妃となりて文武王を生みし文明夫人は舒玄角干の季女にして庾信の妹なり。是によれば

仇衝王世宗(或作奴宗或武宗)

武德
武刀角干—舒玄—作金庾信
文明夫人
太宗王—文武王

となる。駕洛國記は仇衝王の三子(1)世宗(2)武刀(3)武得とし三國史記は(1)奴宗(2)武德、(3)武力とす。世宗は奴宗に當り武得は武德、武刀は武力なり。刀は恐くば訛にして力を正しとすべし。國記が次子とするものを史記に第三子となせり。若し刀字を正しし刀と德得と音近きを以て國記の武刀を史記の武德とし國記の武得を史記の武刀とすれば兄弟に同一名を生ずべし。これ有るべからざる事なり力字の正しくして。文明王后は正しく武刀角干の孫なり。駕洛國記の所謂宣旨に世宗の曾孫とするは誤れり。余は此宣旨を偽作なりとするを憚らず。然れども率友公に就て一言せざるべからず。

此人は仇衝王の條に記せる上孫卒支公なるべし。上孫は嫡孫の義か或は上守は王字の缺けるものか。友と支と孰れが正しきか明ならず但し之を金庾信及文明夫人の祖父とするは誤謬なれども金官滅亡後に本國を食邑とし首露王廟祠に奉仕せしと思はるゝ世宗の子とする事に於ては何等の杆格あるを見ず。尙ほ駕洛國記の記事の杜撰なる一例を擧ぐべし。此書に

自居登王即位已卯年置便房降及仇衝朝末三百三十載之中(中略)其乃仇衝失位去國遶龍朔元年辛酉六十年之間云々

とあり。仇衝失位を保定二年壬午とすれば居登王己卯より是歳まで三百六十四年ありて是歳より龍朔元年まで百年あり。仇衝失位を中大通四年壬子とすれば居登己卯より是歳まで三百三十四年にして是歳より龍朔元年まで百三十年あり。孰れにしても事實に合はざること斯くの如し。然れども駕洛國記が如何にして三百三十載と記せるかといふ

に此書が資料とせし古記録に大中通四年壬子を失位の歳として三百三十四年を算出し之を三百三十載と概數を記せしものあるを其まゝに轉載せしにあらざるか。斯く説明すれば余が主唱する壬子滅亡説に一證を獲たるものなるべきも失位より龍朔元年まで六十年と記せるは解し難し。古人は年數を算出するに多くは干支によれり。されば中大通壬子より龍朔辛酉までを干支にて數へ一周甲を失せしとせんか尙七十年を得べし、六は七の刊誤なるべきか。果して右の如くんば駕洛國記が壬子滅亡の史料を有しながら仇衝王の條下に保定壬午滅亡説を記し本文中の記事と相容れざる矛盾をなせしを批難せずんばならず

事推知すべし。金官加羅の滅亡年代に就ては三國史記及開皇錄の説を正しとす。若し保定壬午滅亡説を採れば仇衝王の子にして金庾信の祖父たる武力角干が眞興王十四年保定壬午の前十年に新羅の王臣として阿淦の位にあり新州軍主に任せられ翌十五年百濟の聖明王の軍を襲ふて偉功を建てし顯著なる事實の如きは存在しうべきにあらざるなり。駕洛國記を抄録せる三國遺事も國記の説を棄て、中大通壬子説を採り其の王曆編に

第十仇衝王 鉗知子母△女辛丑立理十二年中大通四年壬子納土新羅 自首露壬子寅至壬子合四百九十年

と記せり。

高靈大加耶は新羅眞興王二十三年(欽明天皇二十三年保定二年)壬午新羅に滅されたり。實に金官加耶の滅亡後三十年を経たり。三國史記眞興王二十三年の條に

駕洛國記は右に擧げし記事によりて史料を精査

せしものにもあらず年代に注意せしものにもあ

ざる事を知るべし。従て其保定二年金官國投降説

の如きは此國と同じく大加羅と稱せし高靈加耶の

滅亡年代を誤て此國の投降年代となせしものたる

九月加耶叛王命異斯夫討之斯多舍副之斯多舍領兵五千騎先馳入梅檀門立白旗城中恐懼不知所爲異斯夫引兵臨之一時盡降論功斯多舍爲最云々とし。地理志には此時の大加耶王を道設智王とせること既記の如し。日本書紀は是歲に相當せる欽明天皇二十三年の條に

春正月新羅打滅任那官家一本云二十一
年任那滅

と記せり。此處に新羅とせるは廣義の任那にして此時安羅既に滅び高靈加耶のみ日本百濟の援護によりて遺存せし唯一の廣義の任那國なれば此國の滅亡は全任那の滅亡と結果を同するを以て斯く記せるものなり。任那官家とあるは雄略紀二十年の條に百濟國者日本國之官家云々とある官家の語と同じく附屬國の義なるべきか。尙其滅亡を正月に繋げしは是歲に起りたる大事件なれば先づ其大綱を記せしに似たり。新羅が此國に迫るや日本より救援の軍を發せられしが其行動を書紀によりて

見るに七月大將軍紀男紀男麻呂宿彌は哆喇（即ち當時百濟勢力の範圍内にありし晉州方面）より此國に向ひ副將河邊瓊岳は居曾山より此國に至り百濟に軍計を約束し紀男麻呂は百濟の營に入れり。是れ此國が金官の如き日本より直航しうべき沿海の地に在らずして内地の高靈に在りしことを證するものなり。

書紀に河邊臣瓊岳元不曉兵對舉白旗空示獨進新羅副將曰將軍河邊臣今欲降矣乃進軍逆戰盡銳逼攻破之云々とあるは史記に斯多舍が梅檀門に入りて白旗を立てしと同一事實の各一面を傳ふるものなり眞興王二十三年保定壬午に滅亡せしは高靈に在りし大加耶なり。

三國史記に加耶叛の語あるに因り金官加耶が一たび降伏の後に叛せしと解するものあれども是れ附會の説なり。叛の文字あるは前代史官修飾の辭を史記が其まゝ繼承せるにすぎず。

既に記せる如く道設智王は異稱王と同一王なるべし。壬子月光太子に就きては崔致遠所傳の外に輿地勝覽に陝川郡月光寺を記

して在治遠縣北五里世傳大伽耶太子月光所創とあり。治遠は本と赤火にし大伽耶郡の屬縣たりし地なり。余は嘗て加羅國記仇衛王の項下の保定二年壬午九月より降入新羅までの語を高靈加耶の事實なりと断定し率支公は月光太子の名なるべしと推測せしことありしが其後に至り此問題は尙ほ考慮を要し斯く輕率に断定すべからずとするに至れり。

尙ほ南齊書東夷傳に見ゆる建元々年南齊に使を出せし加羅王尙知は金官高靈其他孰れの加羅國王なりやを考ふるに恐くば金官國王なるべきか。此國に尙知に名の近き錯知あり加羅國記の紀年によれば是歲は此王之即位前十年なりと雖國紀の紀年は十年の差誤を争ふまでには正確ならざるなり。尙知も錯知もこれより長かりし稱呼を省略して二字となせしものなるべし。

四

本章に於ては金官高靈以外の加羅諸國の位置に就て考定せんとす。

(1) 安羅

安羅は慶尙道咸安の地にありし加羅の一國なり此地北に晉江あり晉州方面より東流し來りて郡の

東北にて北より流れ來れる洛東江の本流に合し東南に金海の方面に去る。鎮海方面より此地に入らば大靦の一嶺道を歸へざるべからず馬山の方面より入るも峯道あり。南江の沿岸は近代江水汎濫の爲めに荒蕪地となれるも上代に於ては良好の耕地なりしものゝ如し。遠く宜寧漆原の方面を勢力範圍に收むることを得べし。安羅時代の中心地も今の邑を去ること遠からざりしものゝ如く邑北の一丘陵には加羅時代の古墳群集し。邑附近には數基の山城址あり。中に邑北二里の蓋山々城は高靈の耳山々城と全く同一式のものにして山頂の左右兩峯に内城あり。兩内城の前面を連結して山腹に外城を築けり。此地の飽德山城門岩山城亦此式に屬するものゝ如し。詳細は近き將來に於て刊行せらるべき朝鮮總督府大正六年度古蹟調査報告に記せ

安羅は漢末既に國を成せり。三國志魏志東夷傳の辨辰安那國是れなり。廣開土王陵碑記にも王が

新羅を救護せんが爲めに高句麗の大軍を南下せしめて任那加羅に入りし時安羅は日本軍の根據地となり之に當り活躍せしこと見ゆ。三國史記地理志には、

咸安郡法興王以大兵滅阿尸良國一云阿那加耶以其地爲郡景德王改名今因之

とし。永樂慶尙道地理志には咸安郡一本阿屍良國一云阿那加耶國云々とあり。阿那加耶は阿那の誤なり。書紀神功皇后四十九年平定せられし七國の中に安羅あり此國なり。

羅は耶に音轉じ又那に轉ずること周知の事實なり。阿尸良の尸は其有無は問題とならざることも亦定説なれば今其説を略す。

此國の事書紀繼體紀欽明紀に特に欽明紀には主要の國とし屢々見ゆれども三國史記本紀には見えぬ。但し知炤王十五年の條に春正月置小京於阿尸村とあるも阿尸村は此の阿尸良國と思はれず。東國通鑑には法興王二十五年戊午宣化天皇三年王此國を滅

ぼせりとす。史記には法興王とあるのみにて紀年なきに東國通鑑が如何なる資料に據りて之を二十年戊午に繫記せしか明ならず。但し此頃新羅は金官加羅を併せし勢に乘じ大學して此國を滅さんとせしを日本の救護により復建することを得し事ありしならんか。書紀宣化天皇二年の條に天皇以新羅寇於任那詔大伴金村大連遣其子磐與狹手彥以助任那是時磐留筑紫執其國政以備三韓狹手彥往鎮任那加救百濟とあるは安羅救護の事を傳ふるものならざるか。之を法興王の滅ぼせしとするは誤れりといふべし。欽明天皇の初年には此地は日本と加羅諸國と交通上の要地となり。半島經營上にも重要な根據となり日本の武人多く駐在せり。欽明天皇四年の百濟の上表文には「夫任那者以安羅爲兄唯從其意安羅人者以日本府爲天唯從其意」の語あり。但し此語は百濟本紀には以安羅爲父以日本府爲本也とありと云ふ。安羅の名欽明天皇十五年百濟大敗以後書紀に見えず。是歲即眞興

王十五年若くば其後兩三年中に新羅に滅されしならむ。

此國の盛時に於ける疆域は咸安郡の地の外宜寧漆原に及びしならむ。叙明紀五年百濟王の語中に「新羅安羅兩國之境有大江水要害之地也」とある大江は洛東江にして漆原の北に當る部分を指すものゝ如し。

洛東江は處に従て名を異にすと雖總稱して洛東江或は加耶津と稱す。此の江は漆原附近にて單に「水」と稱せし痕蹟あり。洛東江の此地方沿岸の地名に推浦茂浦密津買浦の名あり。時に此江の一區間の名に用ひらる。推は訓にて盟(盟)といふより盟といふ語の假字に用ひられたり。推火郡を密陽と改めしは本「ミルブル」なりしが爲めなり。地理志に推浦を密津と改むとあり。推密の音より轉じて茂盟 myor となり更に轉じて買明(mai)となる。推、密、茂、買の文字を假りて表示せる語の本源は盟(盟)なり盟は日本語となる時は語尾のエはヨに變じて「ミツ」となること密の字音朝鮮 Mir にて日本にては mia となり其他に律(朝) Ryar (日) Rima 結(朝) Kyor (日) Keuo 出(朝) Chyua (日) Siyaku 牟(朝) Sur (日) Schar 髮(朝) Par (日) Hana なるにて明なり。即ち朝鮮語のミル盟は邦語に移さばミツとなり

「水」をいふなり。然れども尙州附近にありし武冬彌知を景德王が丹密に改めしを見るに密の字音「ミチ」なりし場合もあること明なり密の字音が「ミチ」より「ミル」に移りしとせば水の朝鮮古語は「ミチ」「ミツ」「ミル」に移りしか。朝鮮にては「水」の語早くより盟より現代語音(ムル)に轉じて盟(ミル)の水なること新羅頃より忘れられしが如し。沮水の訳が「水」の義なること坪井白鳥諸先生の説あり。買は浪に同じ即ち明(盟)も亦「ミツ」の語の轉移を重ねたるなり。

世宗實錄地理志及輿地勝覽によるに咸安には金羅沙羅の別稱あり。沙は金の訓斗(斗)の音を表はす假字なりしを後に至りて其意義を忘れられたるなり。安羅(阿羅)は阿羅斯等阿利叱智の阿羅阿利に同じく其本源の意義は「大」なりしなるべし。阿羅加耶は即ち大加耶なり。

邦語に長門の國を門穴と音さ古くは「アナト」と稱せり。「アナ」は穴の意義にあらずして阿那、阿羅の朝鮮古語と同じく「大」の義なるべし。門を「ト」といふは加羅の古語に同じ。三國史記新多舍傳の註に加羅語謂門爲梁云とあり。三國遺事に羅大方言韻派音爲道故今或作沙梁梁亦讀道とあり。新羅の上代アル(Pur)ホル(Pur)の音を表はすに喙の字訓早引(Pur) (鳥獸の口)なるが故に火伐弗等と共に此字を用ひたるが如し。喙字が球字と混用

せしことば掖野掖齊の鑑註倭名類聚抄に詳しく説けり今略す、然るに文字の通用盛となるに及び喙の字を以て「アル」の音を表はせし地名は喙即ち喙の字音を以て呼ぶこと行はれ訓にて呼ぶこと次第に消失し遂に喙字の代りに字音も字形も此字に近似する喙字を使用し喙字の字音に近き「達」或は「道」の字音に類する音にて讀み更に「宅」の字をも用ゆるに至りしが如し。而して梁字は訓叶引（音）（現代語水橋）に於て其訓が達又は道の字音に近き爲め喙字の文字の代りに此文字用ゐられ梁亦讀道と記せられたるなり。梅加羅に門は梁の字音の語にあらずして訓の道字音「ト」に近き語なりしなるべし。新羅王子天日槍が菟道河より沂り近江國吾名邑に暫く住みし事書紀の註に見ゆ吾名は邦語穴にあらずして安羅安那の「アナ」に同じき朝鮮古語なるべし。

(2) 多羅

多羅は神功皇后が平定したまひし七國の一として書紀に列記せるもの欽明紀二年の條に百濟に赴きて日本天皇の詔書を聽きし國の一なり。三國史記に婆娑尼師今二十九年の條に遣兵伐比只國多伐國草八國并之とあり。婆娑尼師今は神功紀の波沙寐錦なり。婆娑尼師今が之を并すとは文飾にして

恐くば併吞せんとせしも日本が此等を撥護せし爲め其意を達せざりしものなるべし。比只は比斯伐自林書紀比にして昌寧の地、草八は草伐にして草谿の地なり。多伐は即ち多羅なる可し。三國史記婆娑尼師今二十九年の記事と神功皇后紀四十九年比自林南加羅喙安羅多羅卓淳加羅の七國平定の記事との間には連絡あり。三國史記地理志に

江陽郡本大良一作耶州郡景德王改名今陝川

とあり。之を以て多羅を陝川にありしとする説あり。婆娑王が比只草八と同時に伐ちしといふ傳説に徴するも多伐の多羅は陝川にありしなるべし。

三國史記に居昌郡本居烈郡或云居陀景德王改名今因之とあり。居昌は陝川を流れ草谿を経て洛東江に入る黃菴江の上流にあり陝川の地と一區劃内にあり其地は多羅の一部なりしなるべし。新羅王朝の初期この居陀州が今の晋州地方までも其管轄せしことは三國史記に「康州神文王五年唐垂拱元年

分居隨州置青州景德王改名今晋州」とあるにて知るべし。此書に依れば今の安東の地は新羅の古昌郡にして本と古隨耶郡なりとす。古隨耶を古昌に改めしより推せば居昌と改めし居隨は居隨耶即居隨羅なるべし。居は大の義あり。居隨羅は大多羅なる可し。百濟を國語にてクダラといふ若し其語にして百濟に接して百濟地方に入る門戸に當る地名より起りしとすればクダラは此居陀羅より起りしなるべし。

(3) 哆唎

哆唎には上哆唎下哆唎あり。繼體紀六年の條に冬十二月百濟遣使貢調別表請上哆唎下哆唎婆陀牟婁四縣 哆唎國守穗積臣押山奏曰此四縣近連百濟遠隔日本且暮易通鷄犬難別今賜百濟合爲同國固存之策無以過此云々

とあり。大伴金村此議を納れて之を百濟に與へ大失敗をなせり。哆唎はもと多羅と同語なり。然れ

ども之を混すべからざることば哆唎既に百濟に與へられし後尙ほ加羅の一國として多羅の存せしにて知るべし。上哆唎下哆唎婆陀牟婁は百濟が之を得たる後に郡令城主を置き其結果として朝廷と加羅地方との直接交通の杜絶するに至れり。此地は「任那之下韓之地」なり。高靈加耶の滅びんとするや日本の援軍は哆唎より入れり。雄略紀二十一年の註に久麻那利者任那國下哆唎之別邑也とあり久麻那利は慶尙道沿海の熊川なること既に述べたり。思うに哆唎の居利は忽の字を以て假字とせるもの後に郡の字を以て意味を表はせしものなり。哆唎は正しくは哆居利なるべし。上哆唎は晋州地方にして下哆唎は熊川地方にして日本の直轄地たりしなるべし。地理的稱呼にして國名にあらず。婆陀は不明なり。或は陀婆(即多沙)の文字の轉倒せしにあらざるか。多沙が百濟に與へられしより加羅王が憤りて新羅に附せしこと前に述べたり

若し婆陀とすれば是亦先に云へる如く河東郡地方なり

牟婁は若し其名の近きを求むれば固城郡(本、古自郡なり小加耶の條に述ぶべし)の地内に新羅統一時代初期に蚊火良縣あり大東輿地圖には固城泗川間に其址を記入せり。

以上四縣の地は河東を除くの外は百濟と鷄犬別ち難き地にあらず。之を百濟に與ふ當時「大伴大連與哆喇國守穰積臣押山受百濟之賂矣」と流言ありしは左もあるべきなり。

三國志東夷傳の辨辰瀆盧國は或は哆喇にして早くより日本直轄領となり哆喇と稱せられしならんか。哆喇の事尙ほ考究を要す。鄙考甚しく淺薄なり。

(4) 瞭

神功皇后の平定しまひしと傳ふる七國の一なり
繼體紀九年新羅征伐の條に「紀小弓宿彌等即入新

羅行屠傍郡新羅王夜聞官軍四面鼓聲知盡得瞭地與數百騎馬軍亂走是以大敗小弓宿彌追斬敵將陣中瞭地悉定遺衆不下云々」とあり。同二十一年の條に「近江毛野臣率六萬欲往任那爲復興建新羅所破南加羅瞭已吞」と記し。同欽明天皇二年の條には「其瞭已吞居加羅與新羅境際而被連年攻敗任那無能救援由是見亡」とあり。同五年の條に百濟王の言を記して「夫瞭國之滅匪由他也瞭之函跛旱岐貳心加羅國而內應新羅加羅自外合戰由是滅若使函跛旱岐不爲內應瞭國雖小未必亡也」とあり。是によるに瞭の國が新羅に隣接し加羅と新羅との間に在りしこと知るべし。

三國史記地理志に大丘縣本達句火縣景德王改名今因之とあり。大丘縣は今の大邱なり。此書の金陽傳には景德王改名の後なるを以て大丘と書せるを本紀沾解王の條には達伐城とあり但し此城を築きしといふは一時領有せしことあるか同名異地か今

明ならず尙ほ閔哀王の條には達伐之丘と書けり宋の孫程の雞林類事に王氏高麗の方言を記して

雞曰喙音達

と書せり。雞の現代語は詰(詰)なるが語尾に二子音が重りて其孰れが一子音をのみ發音する例の語なり。達句は雞字の訓と殆んど同一にして詰予[Ranku]なり。喙(喙)となり或は達(Tar)となる怪むに足らず。(喙字は涿字と古來混用し涿字と同じく發音せり) 雞曰喙音達とあるは高麗人は喙字の音と達字の音とを相通せしことを證す。喙(トク)は喙(タク)と音近し字形も似たり 其言語より考ふるも其位置より考ふるも喙國は達句火即ち今の火邱なる事明なり。此國我が安閑宣化の御代新羅法興王の末年に新羅に滅されたるが如し。書紀に隱淳は卓淳に作るより推せば喙の字も卓と同音の喙に混用されたるが如し要再考。

(5) 此自焠

神功皇后が平定したまひし七國の一として書紀

に記さるゝ比自焠が慶尙道昌寧の地なることは既に先輩の説ありて明白なり。三國史記地理誌に火王郡本比自火郡一云比 眞興王十六年置州名下州二十六年廢景德王改名今昌寧郡とあり。比自火比斯伐比自焠は同一名を異假字を以て表はせるものなり。三國志魏志の不斯國は或は此國なるべきか。魏志不斯國は眞興王十六年置州名下州二十六年廢景德王改名今昌寧郡とあり。比自火比斯伐比自焠は同一名を異假字を以て表はせるものなり。 三國史記婆娑王紀には比只と書き昌寧に遺存する眞興王碑には比子伐と書き本朝史略には自子の音消えて非火に作り五加耶の一に數へたり。日本書紀注に比那十國の一として擧げたる斯二岐は或比自岐の訛なるか。 此地は洛東江の東邊にあり密陽方面より陝州章谿章谿多羅 に向ふ一要地なり。但し其間に峯道あり。邑の東方に僻ゆる火旺山頂に古城址あり宣祖壬辰丁酉の役郭再祐の修築を経て原形不明なれども峯形より推せば威安の蓬山々城高靈の耳山々城の如く双内城式の構造を成すをうべし。火王山の支峯の側面に在る牧馬山城は却て後代のものゝ如し。邑東の火旺山麓より邑

北の小邱上に加羅時代古墳群あり 此地は新羅王朝時代に倭兵營のありし地なり古墳中には此時代のものも混すべし 巨大なるものあり。數に於て大さに於て威安に譲らず。

尙ほ日本書紀繼體三十三年の條に新羅の將軍伊叱夫が抄掠せしといふ四村の註に致知あり。其名比自伐に似たりと雖も四村としては其一たる金官と其去ること遠きにすぎるが如し。

(6)卓淳

卓淳或は曠淳に作る。神功皇后時代百濟人が日本朝廷に朝貢せんとするや此國に來て道を索めたることあり。茲に於て最初の日本百濟交通は此國を經過往來せり。尙ほ皇后の代に日本軍は卓淳に會して新羅を伐ち卓淳比自焔加羅等七國を平定せりと傳ふ。

欽明紀二年の條に百濟王の宣言を記して其卓淳上下携貳至欲自附内應新羅由是見亡と記し。同五年の條に百濟王の上表文を記せる中に新羅春取曠淳仍償我久禮山戎而遂有之近安羅處安羅耕種近久

禮山處新羅耕種各自耕之不相侵奪とし。同十一月百濟王の宣言中に窺聞新羅安羅兩國之境有大江水要害也吾欲據修繕六城謹請天皇三千兵士每城充以五百并我兵士勿使作田而過惱者久禮山之五城降首卓淳之國亦復常與云々とあり。以上の記事によれば卓淳は半島の南端にありて日本より交通の至便の地なること、新羅にして卓淳を併すれば久禮山城を有し安羅城と境を接するに至ること、安羅方面より新羅と安羅の境界をなす洛東江邊に築城配兵し新羅領土の農耕を妨ぐれば久禮山の五城は降伏すべく此五城にして降伏すれば卓淳は安羅方面に奪回さるべき地位にあること知るべし。

久禮山城は久禮牟羅城にして繼體天皇の末に百濟新羅の連合軍が近江毛野臣を制せんとするや毛野臣は任那の久斯牟羅若くば其附近にありし城に入りしを以て如何ともすること能はず二國便宜の地を圖度して築城して兵を還せし城なり。久斯牟

羅に擬すべき地に二あり。一は三國史記地理志に義安郡本屈自郡景德王改名とあるもの今の昌原の地なり風は居に通ず 百濟の居知 山縣の居を一に屈に作る如し 二は同書に固城郡本古自郡景德王改名今因之とある固城の地なり。然りと雖屈自と古自とは地接近し且つ時代を同うして存在せし郡なるが故に此二郡が同一發音なることは斷じてあるべからず。屈自は「クシ」轉じてクスとなりなり古自は「コシ」なり。久斯牟羅は屈自牟羅にして昌原の地なり。(書紀の己叱己利は古自己利即ち固城なり)。以上の記事によりて考ふるに久禮城は安羅即ち咸安の地と昌原の地との界にあるべし。日本百濟にして漆原の洛東江邊に築き新羅人の農耕を妨ぐれば此城降伏せざるべからずといふは咸安昌原の界にあるが爲めなり。此城或は今昌原咸安界にある飽徳山城かと思はれざるにあらず。繼體紀二十五年の辛亥の條の註に引ける百濟本紀に大歲辛亥三月師進至干安羅營乞徳城とある乞徳城

と飽徳山城との關係 朝鮮にては地名を美字に改むるのみならず美語に改むることあり。例を咸安にとれば萬曆十四年丙戌に里名を改め竝火谷を竝谷に坪館を平厓里に山八を山足に阿道を安道に南山山を南山に桃沙を白沙に安原火を安仁に山法彌を山翼に改めたり。萬曆十五年の咸州志に記する小里名には文字を以て解すべからざる。古風のもの多けれど近年殆ど其名を存せず其地位すら不明のもの多し。星州郡に於ても肅宗王初年に成りし京山志に載する古風の地名は近年傳らざるもの多し余は之を以て乞徳を飽徳の古名とはなざざれども乞徳が飽徳に改めらるゝ如きは朝鮮に於て常に行れし事にすぎずとするものなり 及び乞徳城造營の事實と仇禮城造營との關係 仇禮城の位置等は尙ほ攻究を要す。

以上論せしことによりて卓淳は金官加羅と安羅との間に今の昌原地方に在りし國なりとす。但し此國が嘗て巨濟島までを領有せしや否やは攻究すべき問題なり。巨濟島は位置より論ずれば固城方面の國に領有せらるべきか然らざれば日本人に領有せらるべきにあり。三國志魏志の濟盧國は或は此卓淳なるべきか或は前に説きしが如く唵喇なるか尙ほ攻究を要す。

百濟が日本に交通せんとし久氏等三人を卓淳に遣はせし時久氏

等は樂浪帶方時代の航路をとり半島の西沿岸より南沿岸を迂回して卓淳に達せしなるべし。此事を若し傳説とするも Tradition として Legend にあらざるを以て尊重すべし。後代の作成説とするも是れ卓淳の位置に本づきて作成せられたるものなるべきを以て此地の位置を論ずるには有力なる資料たるべきなり。

(7) 已汝

已汝に就きては繼體紀七年に百濟國より伴跋國臣が國の已汝の地を奪ふと奏せしかば是歲天皇は百濟斯羅安羅伴跋の使臣を朝廷に引列して已汝と帶沙とを百濟に與へられし事見ゆ此朝廷の處置に就て伴跋は憤懣して日本に反せしかば物部連之を討伐して大敗北し百濟に救はれ已汝に迎へられ其國に引導せられたり。

新撰姓氏錄吉田連の條に此國の位置に關して有方なる資料あり。但し姓氏錄は巴汝に作れども續日本紀に同じく吉田連の家傳を書きて已汝に作り。已汝を正しとすべし。

姓氏錄に曰く。

吉田連大春日朝臣同祖觀松彦香殖稻天皇孝昭皇子天帶彥國押人命四世孫彥國葺命之後也昔磯城瑞籬宮御宇御間城入彥天皇御世任那奏曰臣國東北有三巴汝地(上巴汝下巴汝)地方三百里土地人民亦富饒與新羅國相爭彼此不能攝治兵仗相尋民不聊生臣請將軍令治此地即爲貴國之部也(中略)天皇令鹽垂津彥命遣奉勅而鎮守彼俗稱宰爲吉故謂其苗裔之姓爲吉氏

とあり。續日本後紀には之を已汝と書し卷六承和四年六月の條右京人左京亮從五位上吉田宿彌書主越中介從五位下同姓高世等賜姓與世朝臣始祖鹽乘津大倭人也後順國命往居三已汝地其地遂隸百濟鹽乘津八世孫達率吉大尙其弟少尙等有懷土心相尋來朝世傳醫術兼通文藝子孫家奈良京田村里仍元賜姓吉田連

とあり。吉田氏の家傳が年代に於て誤りあり事實に於て幾計り正しきやは疑ありと雖其已汝の地の

位置に就て語るものは到底僞りを容るゝの餘地なきものなり。其の任那の東北にありて地方三百里日本三新羅と百濟と相争へる地點なることは注意すべし。新羅と百濟とが慶尙の西方に加羅諸國の存在せる時代に攻伐せしは多くは慶尙の西北、忠清の東方ならざるべからず。已汝の地は此方面に求むべきなり。内藤博士は已汝は三國史記に甘文とある地なるべしと説かれたり。甘文とは三國史記地理志に

開寧郡古甘文小國也眞興王十八年梁永定元年置軍主爲青州眞平王時州廢文武王元年置甘文郡景德王改名今因之

とありて今の開寧なりとす。開寧は知禮方面より出で、東流し善山の南にて洛東江に入る甘川の陽にあり。甘川は甘文川の名の略まりしなるべし。然れども甘文の名は此地に止まらず遠く烏嶺下の開慶に及び地理志に

冠山縣本冠縣一云冠文縣景德王改名今開慶縣とあり。冠は韓音冠 Kōan 國語クワン Kwan にして甘は韓音甘 Kēm 國語カンにして音を異にすれども頗る紛れ易く移り易き音なればもと同音より別れしものなるべきか。開寧の屬縣に黎海縣あり本は今以て表はせしこと後に説くべし。開慶と開寧間とに咸昌と尙州とあり。咸昌は本と古寧御耶の地と傳へ尙州は沙伐國の地と傳ふ。古寧加耶に就ては後に説くべし。唯加耶の一國が遠く此地にまで存せしといふ傳説は尊重すべし。沙伐は新羅の本名蘇伐と同じく沙伐の沙は「金」の義なり伐は地名の下に多くある語にして金村金城の義なり。

前記開寧の位置より見て甘文の已汝なること明白なり。甘文沙伐の事早くより三國史記に見ゆ。助賁尼師今二年の條に秋七月以伊浚于老爲大將軍討破甘文國以其地爲郡とし地理志に尙州沾解王時取沙伐國爲州とあり。助賁沾解は日本應神天皇頃

に當る時代の王なり。こゝに郡と爲す州と爲すとせるは其實百濟と攻争の結果一時占領せしことを斯く傳へしならんか。上巳汝は開慶地方中巳汝は尙州地方下巳汝は開寧地方なりしなるべし。上下はよりて定めたるなり。即ち甘文の地方は開寧より開慶に至るまで邦里三十里に亙りし地なるべし。古寧加耶といひ沙伐と云ひ甘文の別國なるべし。

甘文の巳汝なること疑を容るべきにあらず。新羅の北方の經營拓地は先づ義城より安東方面に進み。安東を中心として咸昌尙州即ち甘文の方面に出で百濟と抗争するに至りしものなるべし。上巳汝咸昌中巳汝尙州の地順次新羅に歸し下巳汝開寧のみ日本の領土となりて永く甘文の名を存して残りしものなるべし。甘文を開寧にありし小國とするは是によるべし。

尙州開寧地方が秋風岑を超えて百濟が新羅方面に侵寇せし地方なることは欽明天皇十五年百濟の聖明王大聖新羅に入らんとす

るや先づ沃川の蝸山城(三國史記管山城)を陥れ進んで久陀牟羅(安東)に入り大敗せること眞智王二年に百濟は一善即ち今の善山の北に侵入して新羅の爲めに大に敗られたること等によりても證すべし。加羅諸國が存在せしために新羅が秋風岑の要地にて百濟を拒止すること能はざりし時代に於て百濟が甘川の流域を領有せしこと怪むに足らず。

一善は今日の善山なれども其中心地は今日の善山邑にあらずして江の東海平面洛山洞の地にありしなり。佛僧が高句麗より初めて新羅に入りしと傳へらるゝ一善は江東の地なり。新羅北境の軍政上の重要地なりしなり。此地に三國時代より新羅統一時代に互れる數多の古墳あり。歴史地理上研究を要す。

開寧の古墳は石室の構造に特殊のものありと雖研究の現今の如き低き程度に於ては何等の説明を加ふること能はざるなり。

尙は交通の上より見るも尙州方面は加羅諸國と一體たるべきものなり。

尙は一事の説くべきは三國史記地理志百濟地分に唐が百濟を平定して一時置きし州縣を記し支濤州九縣を擧げし中に「巳汝縣本今勿」とあることは是れなり。支濤は應神紀八年の條の註に引ける百濟

記に支侵とある地にして三國志魏志が馬韓の一國として擧げし支侵國の故墟の地なり忠清南道の西北にある今の唐津の地なり。已汝は今の徳山の唐津^{唐津}の地に入る。百濟記に阿花王立无禮於貴國故奪我枕彌多禮及峴南支侵谷那京韓之地是以遣王子直支于天朝以先王之好也とあれば支侵の地は天皇の直轄領地に入りしことあり。この忠清の已汝の地も或は支侵と共に天皇直領地となりしことあるべければ吉田氏の祖先の已汝に入りしといふは此已汝にあらざるかと思はれざるにあらざるも其説明する處によれば吉田氏の已汝は慶尙の已汝ならざるべからず。百濟及新羅安羅の使臣を會して百濟に賜はりし已汝は亦慶尙の已汝ならざるべからず。甘文と已汝と今とは同一地名を別假字を以て表せしにすぎず。

甘文已汝に於ける文汝の字音は主要なるものにあらずして語尾のn音を要して用ひられたること

高麗の蓋蘇文の漢譯は蓋金にして蘇の二字にて足れるも言語變化にして其下にn音を要するが爲めに文の字を添へしに同じ。これによれば甘文已汝は「大」の義なり。尙ほ開寧の北に今忽縣ありしことは注意すべし。これ明に甘文の名の残りしものにしてまた甘文の已汝なることを證す。

甘文と名つくる地現今の朝鮮に尙ほあり。遼城郡河湜面甘文洞の如きはれなり。

(8) 伴跋國

伴跋國の事は書紀繼體天皇七年八年九年の條に突如として現はれ忽ち消え他に所見なし。甚だ奇異なる國なり。其七年の條に百濟は伴跋國が百濟の已汝の地を奪ひしを以て天皇に奏して之を還屬せしめらん事を請ひしに因り天皇は百濟新羅安羅伴跋の四國の使臣を朝廷に引列して已汝と帶沙とを百濟に賜はりしに伴跋も使を出して已汝を賜はらん事を請ひしに許されざりしことを記し 翌八

年の條には此結果として伴跋の日本に叛亂せしことを記し

三月伴跋國築城於子吞帶沙而連滿奚置烽候邸閣以備日本復築城衛列比麻須比而緇麻且奚推封聚士卒兵器以逼新羅驅略子女剝掠村邑因勢所加罕有遺類矣暴虐奢移惱害侵凌誅尤多不可詳載

九年春二月甲戌朔丁丑百濟使者文貴將軍等請罷仍勅副物部連遣罷歸之百濟本記云物部至連是月到于沙都嶋

傳聞伴跋人懷恨銜毒恃強縱虐故物部連率舟師五百直詣帶沙江文貴將軍自新羅去夏四月物部連於

帶沙江停住六日伴跋與師往伐逼脫衣裳劫掠所資盡燒帷幕物部連等怖畏逃遁僅存身命泊汶慕羅

汶慕羅島名也

十年夏五月百濟遣前部木劬不麻甲背迎勞物部連於已汶而引導入國(中略)秋九月百濟遣州利即次將軍副物部連來謝賜已汶之地(下略)

と記せり。余初め天皇六年に朝廷に引列せられた

る使臣中に此問題に最も利害關係の多かるべき加羅使臣の見えざる事と帶沙(多沙と同じとして)と

百濟に賜ひしに關係ある事其國の強大なりし事等とを以て伴跋は加羅即ち高靈大加耶の別名(或は本名)なるべきかと考へしが多沙津の帶沙と同名にして異地なると高靈加耶は日本を恨みて新羅に

屬せしに伴跋は新羅を抄掠せし事等を以て之を高靈加耶に非ずとするに至れり。其位置を考ふるに已汶と接することは勿論にして帶沙江邊にありて新羅に接近せること知るべし。物部連が其暴逆な

ることを傳聞して沙都島より僅に五百人の舟師を以て何等の準備なく顧慮なく征討せんとせしは元

より輕卒の行動にして是れ僅存身命の大敗北を招きし原因なれど物部連をして此行動を執らしめしは伴跋の小國なりしに因るべし。已汶を以て甘文

と認めし内藤博士は伴跋を以て星州にありし本彼國なりしと説かれたり。其説從ふべし。三國史記

地理志に

新安縣本彼縣景德王改名今京山府

とあり即碧珍加仰このこと後のありしと傳ふる星州の地にして加羅時代と認むべき古墳群あり。伴跋の本彼にして星州なること已汝の地との關係及新羅との關係より見て明なりとす。伴跋の名其後全く聞えざるは此小國の強賊的行動は日本を始めとして新羅百濟に憎惡せられ恐くは百濟に討滅せられたるなるかに因るべきか。帶沙江の洛東江の一部名なることは次に論證する所なり。子吞の事また次に説く可し。滿溪は舊星州郡の東南洛東江邊に名を殘せる茂溪にあらざるか。茂溪は今が高靈郡星山面に編入され星州高靈と大邱との交通要點に當りもと驛を置きしも現今は江流の變移と新道開鑿の結果渡津より北方に僻在するに至れり。茂溪は平洄 *mugyoi* なり 高麗時代より茂の字首は武の字音に同じ推封は推火にして推良火といひし玄風と地名に近し參考と

すべし。麻且奚爾列比麻須比は未だ考なし。新羅六部の一に本彼部あり本彼の意義不明なり

(9) 帶沙江及子吞

帶沙江は百濟の使者を送りて百濟に赴かんとせし物部連が沙都島に至り伴跋の叛を聞き直に帶沙江に詣りし爲め百濟の使者は新羅當時百濟と連盟せりを經由して歸國せりと記する地なり。若し帶沙が他の論者の如く膽津江ならんには百濟使節はこれが爲に新羅を經由して歸るべきにあらず。伴跋已汝の關係より見るも洛東江の一部の名稱なるべし。加羅多沙津は初は帶沙江と同じかるべしと考へしが後に至りて同名の別津とするを適當と考ふるに至れり。

百濟に賜ひしといふ帶沙は江名の由來せる江邊の要地なり。子吞帶沙に築くといへば子吞に近かるべし。

子吞の位置に至りては推測の外に證たるべきも

のなし。書紀流布本には子吞を「コトン」と讀ますも釋日本紀には「シトン」とよませたり。「コトン」ならんには已吞に同じかるべし。尙ほ已吞の條に説くべし。

(10) 已吞

已吞の名は繼體紀欽明紀に見えて暎及び南加羅と共に新羅に滅されしを日本が復興せんと試みし國なり。欽明天皇二年の條に百濟王の言を記する中に「暎、已吞居加羅與新羅隣而被連年攻敗任那無能救援由是見亡」とあり。其國は加羅と新羅との境に在りて恐くば暎と地相接近せしなるべし。

吞は朝鮮現代語巨呑なり地理志に水谷城縣一云買且忽十谷縣一云德頓忽、原谷縣一云首乙吞、於支吞一云粟とあり。且吞頓音同じ。吞の義「谷」なること知るべし。國語の「タニ」と同語に出づ朝鮮の地名の下に吞字を附するもの今尙ほ小地名に往々あり皆「タン」と讀み「タエ」ときこゆることあり。又地名の下に谷字を附するものは甚だ多し。此場合に於て谷の字音キ「ヤ」と發音することあり或は谷の現代語「ヤ」と稱することあり或は「ヤ」

と稱することあり。朝鮮地名には洞字を字音「ヤ」とよむこと「ヤ」ヤと讀むことあり「コル」とよむことば谷洞に共通なるを考ふれば「コル」は谷、洞の文字の意義に關係なく上代に忽字を以て表せし「地方」といふ意義の「コホリ」「コル」なるべし。「忽」と「火」「代」「弗」の文字を以て表はされし語の關係に付て鄭考あれども尙ほ考ふ要する點あるを以て後日更に發表すべし

已吞に近き古地名を求むれば大丘の東南三里に慶山あり。三國史記地理志に獐山郡祇味王時伐取押梁一作小國置郡景德王改名今章山とするもの高麗末に慶山に改めたるなり。押梁を押督と書せるより考ふれば暎國の條に説けるが如く梁字を暎、督の字音に讀みしこと明なり押督は暎國の同類國とすべし。暎と吞とを別語なりとせば押督は已吞となすべからざるに似たり。或は暎と吞とは同語にして新羅の暎はもと谷(タニ)の義なるか。已吞の已は大の義にして已吞は大谷と譯すべきものなり。暎の國の北に置くべきか南に置くべきか尙ほ攻究すべし。尤も子吞にして「コトン」と讀むべき

ならんには子吞は已吞と同じかるべく然る時は之を大邱の北方に漆谷の方面に在りしとすべきなり

尙ほ已吞に就きては後に記する星山加耶の條に説あり。

漆谷は地理志に八里縣本八居里縣一云北耽長里一云仁里景德王改名今八居縣とし世宗王實錄地理志には此記事に別號七谷厥後居皆轉而爲宮とせり。仁祖王十八年に漆谷郡を置く名稱は別號の七谷をとりしなり。

(11) 小加耶

三國遺事に五加耶の一に小加耶を擧げ固城に在りしものとせり。本朝史略には小加耶の名無し。

三國史記には固城郡本古自郡景德王改名今因之と記し小加耶の語無し。世宗實錄地理志には三國遺事と三國史記とを并録し固城縣小加耶國新羅取之置古自郡景德王改爲固城郡と記せり。小加耶とは後人が大加耶に對して與へたる名稱にして本來の名にあらず。三國遺事が此地に加耶の一國ありしと記せるは此地に郷傳ありしによるべし。古自

の自は朝鮮現代音ス(ᄒᆞ)なれども「シ」の音を有せしことは比自火を比斯伐比子伐と書けるにて知るべし。勿稽子傳の古史浦は此地なるべく。繼體紀二十三年の條に近江毛野臣が新羅の兵を見て熊川より移りて入りしとある任那の已叱已利城は此地なりとす。此地は陟剛と稱せられし地方の内なりとす。

今の泗川の地は本と史勿と稱せしこと三國史記に見ゆ。

(12) 古寧加耶

三國史記地理志に古寧郡本古寧加耶國新羅取之爲古冬稅郡一云古陵縣景德王改名今咸寧郡と記せり。咸寧は其後に至り咸昌と改めらる。其地尙州の北方五里にあり。本朝史略は此加耶を以て加利縣に在りしと記せり。加利縣は今の高靈郡星山面の地にしてもと加利面と稱し星州郡内の地なりしが近年管轄を移されたるなり。新羅時代には星山郡治の

ありし處にして星山郡本一利郡一云里山郡景德王改名今加利縣とあり。加利は加羅なる可し。

此加耶國は三國史記の説に従ひ咸昌となせば群を離れて存在せるが如きも其南方の尙州に沙伐國あり更に南方に甘文國ありしとの傳あり三已汝の地方として加耶の國の存在せりとの傳あること怪むに足らず。但し坪井先生の教示に徐伐の語は地方の主府を指すとあり。然らば三已汝の中心管て尙州に存せしものか。古寧の稱は古冬攪の冬字を去りたるもの攪は羅に同じく地名の下に附するの語なり。古寧加耶ありて古冬攪の名を生じたるを景德王更に古寧に復せしにあらざして古冬攪を美名美字に改めたるものなれば古寧加耶の稱は古寧郡時代に故國の名を追稱せるなるべし。世宗實錄地理志には光

宗五十五年甲子古寧を咸寧に改むとせり。

那珂博士は古寧加耶追稱説を採り「又晉書前秦載記ニ見エタル休忍國ハコノ古寧ト音近ケレバ古寧ハ古クヨリノ名ニシテ景德

王ハ其郡ノ名ヲ古名ニ復シタルニヤ」と説かれたり。參考とすべし。

古冬攪の古冬は音已吞に近しと雖余は之を以て此國ハ已吞なりとすること能はず。

思うに古寧加耶は加利縣にありしとするよりも咸昌にありしとするを以て事理に合へりとす。

(13) 星山加耶

星山は既に云へる如く加利縣にありし古郡名なり。星山加耶の稱は星山郡にありし加耶を郡名を以て追稱したるものなり。星山加耶は本朝史略及三國遺事共に京山即ち今の星州に在りしとし之を碧珍加耶の別名となせども星州の地は新羅統一時には星山郡の領縣にして別名ありしを以て此地に星山加耶を置くべきにあらす。

加利縣の故地は既記の如く星州郡加利面と稱せしを近年高靈郡に移し星山面と改稱せり。洛東江の沿岸にありて高靈より大邱方面に星州より同大

邱方面に出づる要地に當る。此地の朴谷洞の西方の岡上には多數の古墳群集せり構造及遺物の碎片より推すに加羅時代より新羅王朝若くは高麗時代に互りて作成せられたるが如きも加羅時代と思惟せらるゝもの大多數を占む。岡の西北平地に星山郡址あり。但し古墳の大きさは高靈及星州に劣りて小なり。此地の東端は高靈を去ること僅に四里にして高靈加耶若くは星州加耶の領地なること明白なり。高靈加耶の一地方にして別に一小中心たりしものにすぎざるべし。星山加耶なるものたゞ加耶の故國址といふ傳説ありしにより郡名によりて追稱せるものなるべし。

此の加利縣址に接近せる茂溪を滿溪ならざるかと考へしは此地は星州にある強國が占領しうべき地なるを以てなり。余は初め此地を以て已吞(子吞)の地となし蕭宗王(李)頃の星州志に見えて今日尙ほ其稱呼を存する高吞は已吞の名の一小地に殘れるものによと考へしも星州高靈の間に一國を容るゝば再考を要すとて其説を撤廢するに至れり。

(14) 碧珍加耶 京山加耶

星山加耶の説は碧珍加耶の説と共に三國史記に所見なし。本朝史略は星山加耶を京山即ち今の星州に置けり而して或作碧珍加耶とせるは此書を抄出せし三國遺事の撰者の筆なるか原註なるか疑はしき點あり。三國遺事は星山加耶を今京山云碧珍とせり。若し古寧加耶を加利縣にありしものにあらずとし咸昌にありしとすれば星山加耶を加利縣に碧珍加耶を京山即ち星州にありしとすること正しかるべし。星山加耶と碧珍加耶とを同一とするは五加耶の數に拘泥せるものなり。加耶は數多ありて必ずしも五に限らざる以て星山加耶の外に碧珍加耶ありしとし此碧珍加耶の名のもとに星州にありし加耶に就て述べんとす、碧珍郡に就ては世宗實錄地理志に

星州牧本本彼縣景德王改名新安爲星山郡領縣新羅之末改爲碧珍郡高麗太祖二十三年庚子改爲京

山府

とあり。又高麗史太祖王紀に碧珍の語屢々あるによれば新羅末より高麗太祖の時代に互り今の星州に碧珍郡の稱呼ありしは事實なり當時の郡治は今この邑の西北三里迎鳳山下の地にありしなるべし。今此地を碧珍面と稱す。

碧珍加耶は碧珍郡に存在せし加耶國なれば當代の郡名を採て追稱したるにすぎず。今の星州邑治の南方に聳ゆる星山には古墳群集し其數甚だ多く此地に加羅時代の一國ありしことを推測せしむ。所謂「伴跋」は此地にありしものなるべし。後世碧珍加耶の名に因りて今の碧珍面に碧珍國の存在せし傳説の作成せられたるものありと雖碧珍面には古墳は究索の結果迎鳳山の岡上に唯一基を發見せるにすぎず。碧珍國の存在は認むべからず。但し碧珍邑基の地は此地を流るゝ伊川の汎濫のために深く埋没し現地面の下にあるを以て遺物を調査す

ること能はずと雖高地にあるべき古墳は伊川の汎濫に左右せられざるなり。星州邑附近も亦伊川の流出せる土砂堆積し宣祖王代の地面は今數尺下にあること其時代に建てし碑石の埋没せる深によりて知るべし。此地に若し加羅時代の遺物ありとせば十數尺の地下に在るべし。星州に在りし加耶國は伴跋なるべきこと既に其條に述べたり。

五

書紀に記せる加羅諸國若くば地方中、稔禮、斯二岐、卒麻、散半下、乞浪、古嗟、子多等に就きては何等の考なし。比利、辟中、布彌支、半古、の諸地と共に他日の研究を期す。但し稔禮は任那の語の訛れるものにあらざるか。子他も若し書紀の一本の如く古他ならんには晉州方面にありしものなるべし。

慶尙道若くば其附近にありし諸國にして新羅に關係ありて三國史記に國として記載されしもの次の如し。

- (1) 金官國 (2) 加耶國 (3) 古寧加耶 (4) 小加耶
- (5) 阿尸良安羅 (6) 沙伐國 (7) 廿文國 (8) 比只國
- (9) 多伐國 (10) 草八國 (11) 押梁國押督 (12) 召文國
- (13) 音汁火國 (14) 悉直國 (15) 浦上八國 (16) 骨伐國
- (17) 伊西國等なり

(1) 金官より(11) 押梁までは既に前章の中に説明したれば茲に(12) 召文國以下に就て略記せんとす。

召文國。地理志によれば今の義城の地なり。召文は蘇文と同じく金の義なるべし。

音汁火國悉直國。音汁火國は地理志に安康縣内にありとし大東輿地圖によれば慶州の北三里江西面檢丹里に中心ありしと傳ふるが如し。悉直は江原道三陟の地なりとし本紀にも國の北邊として記せり。然るに婆娑尼師今二十三年の條には音汁火國と悉直谷谷字あれど後文に悉直との谷字に關係なし。と疆を争ひ新羅王に決を請ひしに王之を難しとし金官首露王に決せ

しめたりとあり。作り物語の史に收録されしにすぎざれども其杜撰驚く可し。

浦上八國。本紀奈解王十四年の條に浦上八國謀侵加羅加羅王子來請救王命太子于老與伊伐淪利音將六部兵往救之擊殺八國將軍云々とあり。勿稽子傳に此事を記し八國の兵を敗るとし更に後三年骨浦柒浦古史浦三國人來攻竭火城云々とあり。丁若鏞は之を以て昌原より昆陽に至る八邑とし骨浦等三國を此八邑中にとす。那珂博士も「浦上八國は諸加耶の南なる海濱又は島嶼の小部落なる」べしとし漆浦は漆原骨浦は昌原合浦、竭火城は屈阿火縣即蔚山なりと説かれたり。古史浦は古自即ち今の固城にして小加耶として第四章に説きたる地なり浦上八國は史記の文によりて浦上の八個の國なること明なり。但し八は草八の例の如く伐字と同じき音の假字として用ひらるゝことあり注意を要す。漆原を漆浦と稱せし證なし其位置より見るも之を浦上八國の一と認め難し。

骨伐國。地理志によれば新羅臨臨皋郡の領縣の一たる臨川縣を骨火火は伐に同じ小國のありし處とす。今の

永川郡治の東南朝鮮里五里にありといふ輿地勝覽三國

遺事卷二金庚信の條に骨火川、骨火館、奈林穴禮骨

火等三所護國之神の文字あり。此記事によるに骨

火を永川の東南五里朝鮮里に慶州より北方へ交通の

街路に當る所に置く勝覽の説正しとす。

伊西國 三國史記地理志所見なし 三國遺事伊

西國を考證して

努禮王十四年伊西國人來攻金城 按雲門寺古傳

諸寺納田記云貞觀六年壬辰伊西郡今部村零味寺

納田即今部村今清道地即清道郡古伊西郡

豊太閤の文藝 (下)

文學博士 渡邊世祐

乙 茶道

鎌倉時代からして茶道はあつたのであるが、足

利時代に漸く盛となり、織田豊臣兩氏の時代に於て更に盛となり、儀式作法等も定められた。徳川時代には、その儀式が尙ほ詳に定められて、多く

と説けり。永樂慶尙道地理志に清道郡本伊西國地也新羅時爲伊西郡後改爲大城郡云々とあり。勝覽には伊西小國とす。伊西國を清道郡にありとの慶尙地理志の説は三國遺事をとりにしか別に郷傳或は文獻の徴すべきものありしか明ならず。

以上論述せるもの不備の點甚だ多し。更に他日訂正補足し併せて其の沿革等に就て論述し日本府の事及加羅滅亡後尙數十年間國史に見ゆる任那等に就て併せて説かんことを期するものなり。

大正八年九月三日